

官報

○第一百四十二回 衆議院会議録 第二十七号

平成十年四月九日

官報(号外)

平成十年四月九日(木曜日)

議事日程 第十六号

平成十年四月九日

午後一時開議

第一 地方自治法等の一部を改正する法律案

(内閣提出)

第二 オウム真理教に係る破産手続における国

の債権に関する特例に関する法律案(法

務委員長提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 地方自治法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 オウム真理教に係る破産手続における國の債権に関する特例に関する法律案(法務委員長提出)

○議長(伊藤宗一郎君) これより会議を開きます。

日程第一 地方自治法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第一、地方自治法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。地方行政委員長加藤卓二君。

本案は、去る三月二十一日本委員会に付託され、四月一日上杉大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、今後の特別区改革の方向、都区財政調整制度のあり方、清掃事業の移管に関する条件整備等について論議が行われました。四月七日質疑を終局し、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔本号末尾に掲載〕

○加藤卓二君 ただいま議題となりました地方自治法等の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出) 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律案(内閣提出) 及び金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律案(内閣提出) の趣旨説明及び質疑

等、都区制度に関する改正を行おうとするものであります。

その主な内容は、

第一に、都道府県と市町村の役割分担の規定に準じて、都と特別区の役割分担の原則に係る規定を設けることといたしております。

第二に、特別区の廃置分合・境界変更手続の見直し、いわゆる区長委任条項等の廃止、都区財政調整制度の見直し等、特別区に係る地方自治法上の特例措置を改正することといたしております。

このほか、都から特別区への事務及び税財源の移譲等に関して、関係法律について所要の改正を行なうこととしております。

本案は、去る三月二十一日本委員会に付託され、四月一日上杉大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、今後の特別区改革の方

向、都区財政調整制度のあり方、清掃事業の移管に関する条件整備等について論議が行われました。

四月七日質疑を終局し、採決の結果、本案は全

会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決

しました。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔本号末尾に掲載〕

○加藤卓二君 ただいま議題となりました地方自治法等の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○加藤卓二君 ただいま議題となりました地方自治法等の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

本案は、地方制度調査会の答申にのっとり、大都市の一体性及び統一性の確保の要請に配慮しつつ、特別区の自主性及び自立性を強化するとともに、住民に身近な事務を都から特別区へ移譲する

の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

ます。
次に、金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律案につきまして、御説明申し上げます。

本法律案は、特定金融取引の決済の安定性の確保と取引の活性化を図ることにより、我が国の金融の機能に対する内外の信頼の向上等に資するためのものであります。

具体的には、銀行、証券会社等の金融機関を一方の当事者とするデリバティブ取引等について、当事者の一方が倒産した場合、当該取引に関する多数の債権債務を一括して清算した後の一本の債権を破産手続または会社更生手続上の債権として取り扱う旨を規定することにより、いわゆる一括清算ネッティング契約の法的有効性を明確化することとしております。

これらの法律案は、金融システム改革の一環として、金融の基本的枠組みの整備を図るものであります。以上、四法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律案(内閣提出)、特定期間内に特定金融取引の一括清算の実施に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(伊藤宗一郎君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。中川正春君。

〔中川正春君登壇〕

○中川正春君 中川正春でございます。

私は、民友連、おかげさまでやがて民主党を代表いたしまして、一連の法案に対し質問を行っていきたいというふうに思います。

今、私たちの経済が立っているところは、デフレスペイユアルのかけ縁であります。本来、私たちが目指していたものは、表面を取り繕う改革ではなくて、構造改革を前提とした社会経済の革命であります。それは、政治がまずリードして基本的に社会の権力構造を変えること、このことがあって初めて内からの本物の改革ができるのであります。しかし、現実は、二年前に私たち野党が敗北をし、自社の連立と党として五五年体制を基盤に橋本政権の続投となりました。結果はどうであつたか。行政改革、財政改革は言ふに及ばず、教育や福祉の分野まで、橋本内閣が目指した改革は、今すべてが挫折と失敗の連続であつたことははつきりしてきました。

そうした中で、なぜこの金融改革だけがこんなにも先鋭的に実現していくのか。しかも、この改革が本当に日本の国家やさらに国民にとって正しいものかどうかということにだれ一人として確たる答えは出せない状況のままで、厳しい現実がひとり歩きしているのであります。世界の金融市場が日本を取り残して大変革を遂げていった、このまでは日本はつぶされてしまうという危機感が、何にも増して権力の中核である大蔵省を突き崩し、業界の経営体質までをも蝕くえぐり出し始めております。

金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律案(内閣提出)及び金融機関等が行う特定金融取引の一括清算の実施に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

めております。

私たちにとって肝に銘じておかなければならることは、ここで働いている力はアーフィクストンダード、もつとはつきり言えば、アメリカの制度を基本にした国際金融市场の圧力であります。それは私たちにとっては、またしても外圧による改革ということなのであります。

以上のことを前提にして、具体的な質問に入ります。四月一日からの外為法の自由化と今回の法令改正で、ピッグバンもいよいよ本格化していきます。しかし、国内の経済情勢は前にも増して非常に厳しいことになってまいりました。最悪の状況の中での自由化ということになります。しかし、政府は、このような状況の中でも、あえてピッグバンに踏み切るという判断をしたわけではありません。そのことは、国民に対して、この判断によてもたらされる結果に責任をとるということは当然であります。しかし、現時点で、これがどうなっていますが、それ以上に、現時点で、これら先予想される事柄について事前に説明すること、これもまた重要なことがあります。

今予想されることは、三つの可能性に分かれます。第一のケースは、千二百兆円の個人資産をはじめ日本の金融資産が海外に流出をして、市場も業界も収縮の道をたどる。第二の可能性は、英國のようないく行政からルール行政への転換だとすれば、具體的な法体系が従来の裁量行政のもとである業法の延長線上では、システムに魂が入りません。なぜ、この際新たな出発点に立って、包括的な市場ルールを定める市場法であるとか、あるいは預金者や個人投資家保護の視点の入った金融サービス法というルール型の体系をつくらなかつたのかといふことです。

次に、国民の側からの不安と問題点を指摘したいと思います。

第一は、情報開示がどこまで保障されるのかといふことです。例えば、一方で、現在のように投資先の企業や金融機関の経営体質に大きなモラルの欠陥がある

わけですが、これに対しても、国際会計基準による企業会計の透明化もできない現実があります。また、保険会社は、銀行の自己資本比率に相当するソルベンシーマージンの公表さえも義務づけられていないではありませんか。

こうした問題とともに、もう一方で、金融機関の格付をどのように受け取っていくかということが問われます。現状のように、アメリカを中心とした海外の格付機関が絶大な影響力を持って我が国の金融機能の評価そのものにかかわってくる状況は、決して正常なものだとは思えないのです。情報開示と同時に、このような格付システムに対する見解もお聞かせをいただきたいと思います。

第二には、利益相反の問題であります。

銀行、保険、証券の業務の相互乗り入れは、これまで互いの利益相反を防ぐ意味から、それぞれの業法によって禁止されてきたことであります。それでもバブルの時代には、銀行のあせんにより無理な借り入れをしながら、どれだけの人々が実際に株やゴルフの会員権、また土地の投機に走ったことか。ファイアウォールを撤廃していくことがスタンダードであるにしても、その反対側で起こることは自己責任だけで片づけることができない、構造的なゆがみがあります。ここに対する法整備をどうしていくのか、答えていただきたいと思います。

次に、業界サイドからこの法案を見ていきたい

と思います。

先般のトラベラーズとシティコーポの合併は、世界に大きな波紋を残しました。さらに、統報の中では、次の大型再編はチエース・マンハッタン銀行を軸に動いていくだろうということさえ出てまいりました。日本の金融、二十年に及ぶおくれに改めて背筋の寒くなるところであります。今回

の法案改正によって、このような大型の業界再編と金融機関の多機能展開は、日本でも十分可能になつたのでしょうか。もし日本ではできないとすれば、どこに問題点があり、また、将来どのような条件が整つたときにこれを可能としていくのか、お尋ねをしたいと思います。

問題はそれだけではありません。全体としての自由化のベースが埋過ぎるのではないかということであります。どうして銀行の証券子会社の業務

完全自由化や株式売買手数料の完全自由化が平成十二年や十一年までかかるのですか。さらに、新しい商品の許認可についても、これまでの限定列挙方式から包括的な定義へと改正し、個別事案については判例主義をとるという抜本改正をしないと、時代の要請についていけないということではあります。

情報開示が十分でない今の状況では、どちらの解釈であっても国民の十分な理解は得られないと思いますが、どうでしょうか。

最後に、SPC、特定目的会社による特定資産の流動化の法案について質問をいたします。

契約者保護機構と投資者保護基金の創設について質問をします。今回の改正において、日銀の借

り入れとさうに政府保証までも可能にすることが追加されました。二〇〇一年までの緊急措置とはいっても、ここはしっかりと議論をする必要があります。この問題についての解釈は、大きく一通りできます。

まず第一には、銀行分野での預金保険機関への公的資金の導入に伴い、保険と証券の業界が恩恵を受けるなどということです。そのねらいは、

基金の積み立てに対するそれぞれの企業の負担分りをしたということです。そのねらいは、銀行を軸に動いていくこととさえて、この問題点があり、また、将来どのような限度を確定したいということです。これはモラルハザードであります。

第二の解釈は、こうした公的資金の枠をつくらなければならぬほどに、各種の不良債権を抱える業界の状態が深刻なものだということであります。同時多発的に起きる倒産を想定するならば、

このケースでは、政府も、また公的資金を望む業界も、どのような現状を踏まえてその可能性を想定するのか、説明する義務があります。

さらに、第二の問題は、不良債権の問題に本気で取り組むためには、強力な債権回収のメカニズムがシステムの根幹に内蔵されていなければなりません。その中でも、特に不良債権を対象にした証券化については、今の日本の民間市場では受け入れられないのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

まず第一の問題は、日本の場合、こうした資産対応証券の市場が存在しない、そつした中で、現実問題どのように流動化できるかということです。そのため、特に不良債権を対象にした証券化については、今の日本の民間市場では受け入れられないのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

さて、第二の問題は、不良債権の問題に本気で取り組むためには、強力な債権回収のメカニズムがシステムの根幹に内蔵されていなければなりません。その中でも、特に不良債権を対象にした証券化については、今の日本の民間市場では受け入れられないのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

そこで、民間の専門家集団のサービスRTCにしろ、日本の社会ではいまだ本格的に導入されていないのです。我々野党がこそって不良債権問題に対して日本版RTCを早期に導入すべきだと訴えてきたのは、現在の日本経済の裏側に潜むやみ経済に対してもビッグバンを契機に果敢に立ち向かっていき、不良債権というバブルの負の遺産をここで清算することが必要だと思うからであります。

最近、自民党内部で、この不良債権の買い取りに郵便貯金や簡易生命保険の財投資金を活用すべきという議論が出ているようですが、これ

こそ眞の問題解決を先送りするだけで、日本の経済全体にとつても信頼性を大きく損なうことではあります。株価に対する政府のPKOや自民党幹部による口先介入と同質のものであって、これ以上日本の経済に麻薬を打てば、逆にそれが真的改革をおくらせていく結果にしかならないと思うのですが、總理、いかがでしょうか。

最後に、日本の金融の世界に生きる人々に国民の声を届けたいと思います。

先般、大蔵委員会に重立った都市銀行の頭取九人に参考人として来ていただきました。公的資金を受けるということは、国による管理を受けるということになります。日本の経済の頂点に君臨し、世界に冠たる日本財界のトップの人々の姿にしては、まことに情けない限りであります。それぞれの給与水準から、官僚や政治家に対する過剰接待と癡情、果ては政治献金に至るまで、なぜこのような屈辱的な場で自分たちの弁明をしてまで、公的資金による資本注入を受けなければならぬのか。しかも、その額たるや、相変わらずの横並びであり、大蔵省や自民党の顔色を眺めながらの護送船団には目も当たられません。そんなことで、どうしてビッグバンの荒波を乗り越えることができましょう。どうか、ここで、自立して胸を張つてたくましく時代を生き抜いてもらいたい。日本の国民はそのところをじつと見ておりまます。

今の金融市場が、官も民も含めてそうした氣骨べく、証券、銀行、保険等すべての分野にわたります。

にあふれた人たちによって、自由な競争原理と本當に公正な仕組みで運用されるときには、必ず日本国民はこの市場に戻ってくることを私は信じております。しかし、現状を見ている限り、今はまだそのような状態からはほど遠いということを憂いを持って指摘をしなければなりません。日本で今問題になっているのは、官も民もそして私たち政治も、国民に対するそしした信頼を失った状態が社会の深刻な危機につながっているのだといふことを心から戒めの気持ちを込めて申し上げ、私の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

〔内閣総理大臣橋本龍太郎君登壇〕

○内閣総理大臣(橋本龍太郎君) 中川議員にお答えを申し上げます。

まず、金融システム改革の目標についてお尋ねがございました。

金融システム改革は、個人金融資産のより有利な運用や成長産業への円滑な資金供給を図るために、我が国の金融システムの効率性、利便性を高めるなどを田指す我が国金融市場の根本的な改革であり、こうした改革は、経済の血液である金融・資本市場の活性化を通じて、我が国経済の活性化に資するものと考えております。

次に、改正法案の体系についてお尋ねがございました。

包括的かつ総合的な金融システム改革を実現すべく、証券、銀行、保険等すべての分野にわたる法律案において、株式型の証券を通じた資産の流動化を可能にしておりますこと、広い意味での

法律を一括して改正することいたしておりますが、いわゆる金融サービス法につきましては、我が国の金融関連法制全般等を視野に入れた総合的な検討を必要といたしますため、中期的な視点に立って幅広く理論的な検討を行つてはいるところであります。

次に、格付機関についてのお尋ねがございました。

今後、投資判断に際しての格付情報の役割といふものは高まっていく、そう見込まれておりますが、格付機関自身がみずから格付に対する市場の評価を高めるためには、的確な情報分析能力を有し、適切な情報提供を行つていくことが重要だと考えております。

次に、保険契約者保護機構や投資者保護基金のお尋ねがございました。

保険会社、証券会社の情報開示につきましては、従来から各社においてその充実に努めてきました。

〔国務大臣松永光君登壇〕

○国務大臣(松永光君) 中川議員にお答えいたします。

残余の質問につきましては、関係大臣から御答弁を申し上げます。(拍手)

〔国務大臣松永光君登壇〕

なお、SPCの発行する証券への公的資金活用につきまして、これは与党においても現在検討されている問題ではありますが、いずれにしても、問題解決を先送りするという趣旨のものではなく、この点は御信頼をいただきたいと存じます。

政府におきましても、住宅債権等管理機構や整理回収銀行の強力な債権回収のための措置を講じております。

政府におきましても、住宅債権等管理機構や整理回収銀行の強力な債権回収のための措置を講じるものと期待をいたしております。

次に、不良債権問題についてのお尋ねがございました。

政府におきましても、住宅債権等管理機構や整理回収銀行の強力な債権回収のための措置を講じるものと期待をいたしております。

まず、企業会計における情報開示についてのお尋ねですが、今回の法律案においては、国際的な規範を踏まえた企業集団主体のディスクロージャーへの転換を行つこととしたところであります。

まず、企業会計における情報開示についてのお尋ねですが、今回の法律案においては、国際的な規範を踏まえた企業集団主体のディスクロージャーへの転換を行つこととしたところであります。

また、今回の法律案のほか、企業会計の整備に関しましても、企業会計審議会において金融商品の時価評価等の重要な課題について審議を進めているところであります。

次に、保険会社のソルベンシーマージンの情報開示についてのお尋ねですが、保険会社のディス

クレートを講じ取引市場の環境整備を図ること等によりまして、内外の投資家に十分受け入れられるものと期待をいたしております。

次に、不良債権問題についてのお尋ねがございました。

まず、企業会計における情報開示についてのお尋ねですが、今回の法律案においては、国際的な規範を踏まえた企業集団主体のディスクロージャーへの転換を行つこととしたところであります。

また、今回の法律案のほか、企業会計の整備に関しましても、企業会計審議会において金融商品の時価評価等の重要な課題について審議を進めているところであります。

次に、保険会社のソルベンシーマージンの情報開示についてのお尋ねですが、保険会社のディス

クローラーについては各社が從来からその充実に向けて努力してきたところであり、ソルベンシーマージン比率については現在保険業界で開示の方向で検討が行われており、保険会社のディスクロージャーの充実が図られるものと期待しているところであります。

次に、ファイアウォールについてのお尋ねです

が、金融機関の相互参入を進める中で、利益相反等による弊害は当然防止しなければならないと考えております。したがって、本法律案においても所要の規定の整備を図るほか、今後のファイアウォールの見直しに当たっても、必要最小限の実効性のあるファイアウォールを確保していくことといたしております。

次に、ユニバーサルバンクについてのお尋ねですが、我が国では、銀行経営の健全性確保等の観点から、金融機関が本体で銀行業、証券業をあわせ営むことが、米国と同様に制限されているところであります。

他方、御指摘の合併構想に見られるような銀行グループとしての業務の多角化については、これまでの業態別子会社に加え、先月施行された銀行持株会社等関連法や今回の法案による銀行等の子会社規定の整備により、一層多様な金融業務を展開することが可能になるものと考えております。

次に、全体としての自由化のペースが遅過ぎるのではないかとのお尋ねですが、今回の法案で

は、二〇〇一年には我が国金融・資本市場が

ニューヨーク、ロンドン並みの国際的市場になる

よう、金融システムの安定にも万全を期しつつ、

可能なものからできる限り早急に規制を緩和して

自由化を推進し、市場原理の働く活力あふれる金

融システムの実現を図ることとしたしております。

次に、新しい商品の許認可についてですが、今

回の法案では、例えば投資信託の信託契約につい

て承認制を届け出制に改めるなど、投資家や資金

調達者の多様化するニーズに対応して市場仲介者

が創意工夫を發揮し、さまざまな金融商品やサー

ビスを提供することができるよう、投資家保護に

も配意しつつ所要の措置を講ずることとしたして

おります。

以上でございます。(拍手)

○議長(伊藤京一郎君) 河合正智君。

(河合正智君登壇)

○河合正智君 新党平和の河合正智でございます。私は、平和・改革を代表して、ただいま提案のありました諸法につきまして、総理大臣及び関係各大臣に質問をいたします。

ここに、昨年十二月一日衆議院予算委員会の議事録がござります。宮澤喜一元首相の質問です。昨日に北海道拓殖銀行が破綻、十一月二十四日山一證券の自主廃業、十一月二十六日徳陽シティ銀行

の破綻が進行しておりました。こうした状況の中、いわゆる貸し済り現象が起きていることについて、宮澤元首相は「本来は自己資本を充実すればよろしいのですけれども、それは難しうございますから、資産の方を何とかして切りたい。資産を切ることによって、自己資本比率の、国内でいえば四%、BISならば八%ですが、それを実現をしたい」ということから、「貸し済りというものが進行しております。」と発言されております。

つまり、資産である株価が下がると分子の含み益が減り、したがって分母の貸出金を減らすため

に貸付金を貸し済りで回収をしている。すなわち、資産不況が根本にある、BIS八%と貸し済

り現象は一体であるとの認識でござります。

そうであるとすれば、政府は、BIS八%を守

ると決めたところから、貸し済りによる中小企業を

中心とした倒産が起きることを想定すべきであり

ました。橋本總理大臣はどのような見通しを持つてBIS基準の早期是正措置という政策決定をな

されたのでしょうか。その結果起きていることに

ついての政治責任を問いただしたいと思います。

ところで、宮澤元首相は、先ほどの質問に次い

で、BISのルールによらない「もう一つの貸し

済りということをちょっと申し上げておきたいと

思っていますけれども、これは具体的には

させていただきます。
さらに、私は、日銀が、今までやつたことのない日銀の貸し済りによる四つの大型金融機関の倒産というサドンデスを昨年十一月になつてどうして行つたのか、橋本総理大臣及び大蔵大臣に質問いたします。

実は、日銀總裁にもこのことを質問いたしました。本年四月一日施行の改正日銀法第五十四条第三項により日銀總裁の本議院への出席要求をいたしましたが、実現しませんでした。私は、日銀總裁は本議院に出席し説明すべきであると強く問題提起をさせていただきます。

さらに、日銀が貸し済りをした背景には、橋本内閣が財構造改革法を無理やり通してしまったことがあるのではないかと、京都大学名譽教授である宮崎義一先生は指摘されております。つまり、単年度財政赤字を国内総生産の3%以内に抑え二〇〇三年度までに赤字国債をゼロにする緊縮財政を決定した、このことが、日銀はコール市場に対する流動性にブレーキをかけるとの日銀總裁の判断の決め手になつたのではないですか。しかし、その結果、三洋証券のサドンデスになり、四つの大型金融機関の連鎖倒産となつた。そこで、宮澤発言をかりて、サドンデスの連鎖、インター

野党の反対にもかかわらず財革法を強行成立させたことによって生じた日銀の貸し済りによる金融機関の破綻、及びBIS基準早期是正措置による貸し済りから生じた全国津々浦々に起つてている倒産による悲劇をいたしますと、橋本総理大臣の政策決定はまことに万死に値する、退陣を

要求せざるを得ません。(拍手)
さて、二〇〇一年日本版ビッグバンは、バブル後遺症ともいふべき不良債権処理と同時進行で行われます。今日の厳しい日本経済はバブル経済の崩壊が原因と言えますが、この苦境を脱出するためには、バブルの発生と崩壊の過程を検証する必要があります。そもそも、日本のバブルを発生させた政

策決定における政治責任こそ問われるべきであります。さらに、金融引き締めによりバブル経済を崩壊させた政治責任も問われるべきであり、その上にデフレ政策をとり政策不況を招いた一連の自民党歴代内閣の政治責任についてどのように認識されているのか、橋本総理大臣に伺います。

一九八四年六月、円転換規制の撤廃という金融自由化が行われました。さらに、財政赤字と貿易赤字という双子の赤字を抱えていたアメリカに対し、日本は五百六十億ドルの貿易黒字を計上、日本は五百六十億ドルの貿易黒字を計上、日本米貿易摩擦解消という切実な状況にあった日本は、一九八五年九月二十一日、プラザ合意に加わりました。中曾根総理大臣、竹下大蔵大臣によつてなされました。

ところが、この合意には、実は為替市場への介入と同時に、政策協調の合意もなされておりました。それが内需拡大要求となり、具体的には、宮

にした減税と公共投資と公定歩合下げの強い要求となつたのであります。これに対して早急になし得るものとして当時の日本の政権が選択した、史

唯一の景気対策として、赤字公債の発行しか道がないくなってしまったのではないでしょうか。一九八九年十二月、大蔵大臣であったとき、公定歩合は上げさせないと声明、日銀の独立性を否定され

た橋本総理大臣の見解を伺います。

ところで、金融の自由化以前のリスク管理方式でもあつた證券会社の自己資本規制比率の公表を四半期ごとに義務づけ、一〇〇%を下回り、かつ三ヶ月以内に回復できない場合には登録を取り消すことができるとしております。また、保険会社のソルベンシーマージン、支払い能力余力については大蔵省が一九九三年度に導入しましたところでございますが、来年度中にも業務改善命令を出す保険版の早期是正措置の導入が図られています。

しかし、BIS規制がバー・ゼル委員会という合議体で決められたのとは異なり、この二つの基準はグローバルスタンダードとは言えず、省政令の運用に任せると大蔵省は再び巨大な権限を手にすることになり、ビッグバンの精神に逆行いたしました。それが内需拡大要求となり、具体的には、宮

教授は、日銀の金融政策は政治と行政の圧力にゆがめられ、長く財政の犠牲になつてきた、その結果バブル経済が発生し、日本はバブル崩壊後の後遺症からいまだ抜け出せずにいると指摘されて

ます。

ビッグバンにより、銀行や信託、保険などの垣根が取り払われ、銀行が証券業務を行えるようになります。しかし、日産生命の経営破綻にいみじくも露出されたように、ビッグバンが金融機関の生き残りのためだけで、預金者、投資家、保険者保護が口実にだけ使われるものであつてはなりません。

イギリスにおいては、一九八六年、証券市場におけるビッグバンを敢行し、翌年には金融サービス法を施行いたしました。金融システム改革法はいわば業法改正と言えます。速やかに金融サービス法を制定するよう私は提案申し上げます。

この法律で、一、預金者及び投資家の保護、二、市場機能を支える公正で透明な取引ルールの確立、三、ディスクロージャーの徹底、四、ルール違反に対する厳格なペナルティーの整備を図るべきと考えます。以上、大蔵大臣に質問いたしました。

続いて、担保不動産証券化について、大蔵大臣に質問いたします。

一、取引市場の環境整備をどのように行うのですか。二、不良債権を証券化した商品から個人の投資家をどのように守るのでしょうか。

さらに、厚生大臣及び郵政大臣に質問いたします。SIPCを立ち上げるために公的資金を使って証券を購入する構想があり、厚生年金及び郵便貯金、簡易生命保険の名前が挙がっております。購入するお考えはありますでしょうか。

さて、昨年末、橋本総理大臣が検討を指示されたと言われる郵貯、簡保資金によるPKOは、三月三十日取引終了直前に投入されたと報道されました。一千億円規模と言われる公的資金は、四月一日には前日比二百八十五円五十一銭安で取引を終えた市場でわずか一日ではげ落ち、早くも含み損を抱えたと言われております。このことについて、橋本総理大臣及び郵政大臣はどのようにお考えか、質問いたします。

政権を維持するためには何をしても構わないというお考えがあれば、それは間違いです。権力の座にある者は絶えず自制すべきであります。まして、郵貯、簡保は国民の汗の結晶であることを思えば、むしろ恐れを抱くべきであると申し上げた

い。郵貯、簡保に託する国民は、まさかPKOに使われるとは夢にも考へていません。また、市場原理にも逆行するとのそりを免れない

と私は考えます。

以上、代表質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣橋本龍太郎君登壇〕

○内閣総理大臣(橋本龍太郎君) 河合議員にお答えを申し上げます。

まず、早期是正措置の導入についてお尋ねがありました。早期是正措置は、金融システムの健全性確保と金融行政の透明性確保の両面から、不必要な制度であると考えております。

早期是正措置の導入に関連して、貸し済りへのお尋ねをございました。貸し済りの問題が深刻で

あることは、政府としても重大な問題と認識しております。先般成立を見た金融安定化法を含め、可能な限りのあらゆる方策を講じております。

次に、金融機関等の破綻と日銀の資金供給についてのお尋ねがございました。

政府、日銀としては、個別金融機関の経営問題が金融システム全体に波及しないよう、インバウンド取引の安全の確保を含め市場への流動性供給に万全を期してきたところであります。したがいまして、財政構造改革法の制定等を原因として日銀が円滑な資金供給を行はず、その後になって方針を大転換したとの御指摘は、私は異なった感じを持っております。

また、バブルの発生等に関する政治責任等についての御意見がございました。

政府としては、さまざま時期におきまして、我が国が置かれた状況を踏まえながらそのときそのとき適切と考えられた政策を講じてきました。理解しており、バブルの発生から崩壊、その後のプロセスにおいても同様だと考えておりますけれども、その後振り返ってみて、実体経済への影響について的確な認識が不十分であったという御指摘は受けなければならないと思います。今後、政

府としては、バブルの教訓を十分肝に銘じながら責任を持つて経済運営に当たってまいります。

次に、低金利及び景気対策の手段についてのお

公定歩合の操作等の金融政策は日本銀行の所管事項でありますから、公定歩合に関し、議員から私の発言として御指摘を受けましたが、そのような報道があったかもしれませんけれども、お調べをいただきますと、この点は事実と異なつておる

と私は記憶をいたしております。

経済対策について、与党の総合経済対策の基本方針もあり、政府としてどういう景気対策を打ち出すべきか、国内の状況と先行き、アジアあるいは欧米等の現状、我が国への期待などを見きわめて、ながら検討をしているところであります。

最後に、郵貯、簡保資金の株式運用に関するお尋ねがございました。

郵貯などの公的資金によります指定單を通じての株式への運用、これはそれぞれの公的機関の資金運用手段の多様化と長期的、安定的な資金運用

という観点から行われているものであり、短期的な株価変動をとらえてその是非を考えております。

公的資金による株式の運用につきまして、政府による株式市場の操作となるようなことは好ましくないのは当然であります。指定單におきましては、委託者は、いつ、どのような株を、どれくらい売買するのか指示できない仕組みになつていると承知をいたしております。

残るの質問につきましては、関係大臣から御答弁を申し上げます。(拍手)

〔國務大臣松永光君登壇〕

官 報 (外)

○國務大臣(松永光君) 河合議員にお答えをいたし

ます。

昨年十一月の四つの金融機関の破綻と日銀の資金供給についてございますが、これらの金融機関等の破綻の原因はさまざま要因によるものであります。大蔵省、日銀としては、金融システムの安定を確保するため市場への資金供給に万全を期してきたものと考えております。

次に、自己資本規制やソルベンシーマージン基準についてのお尋ねですが、自己資本規制は英米の制度を参考に平成二年に、ソルベンシーマージン基準は米国の制度を参考に平成八年に導入されたものであります。これらは基準は国際的かつ客観的なものであります。今後、詳細な基準の策定は主として金融監督庁において行われることになります。制度の運用も金融監督庁において適切に行われるものと考えております。

次に、金融サービス法制定と投資家保護等についてのお尋ねでございますが、金融システム改革法案では、利用者が安心して取引を行うための枠組みの整備として、ディスクロージャーの充実、公正取引ルールの整備拡充、金融機関等の行為規制の拡充、投資者保護基金や保険契約者保護機構の創設等の施策が盛り込まれており、利用者保護や取引の公正性確保について万全の対応を期してまいりたいと考えております。

次に、取引市場の環境整備についてのお尋ねですが、御指摘のとおり、担保不動産の証券化においては取引市場の環境整備が不可欠であり、特に

取引に関連する情報が投資家に適切に提供されることが最も重要なと考えられます。このため、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律案

においては、対象不動産等に関する情報のディスクロージャーを十分なものとするよう種々の措置を講じ、取引市場における自由かつ透明な価格形成が確保されるよう環境整備を図っているところであります。

担保不動産証券化における投資家保護措置についてのお尋ねですが、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律案において、投資家が適切な投資判断を行うことができるよう広い意味でのディスクロージャーが適切に行われるための種々の措置を講じるほか、コーポレートガバナンスの機能を活用して、投資家が特定目的会社の役員の法令、定款違反の行為等を監督、是正することを可能とするよう所要の措置を講ずることとしております。

以上でございます。(拍手)

〔國務大臣白見庄三郎君登壇〕

○國務大臣(白見庄三郎君) 河合議員に答弁をさせていただきます。

S.P.C.が発行する証券を郵貯、簡保の資金で購入することについての御質問でございますが、現行法上は、郵貯、簡保の資金でS.P.C.の発行する証券を購入はできないことになっております。

簡保、郵貯の資金運用は、確実で有利な方法により事業の経営を健全ならしめ、また預金者等の利益の向上を図ることが目的でございますので、

今後、この証券を資金運用の対象とするなどについては慎重に検討してまいりたいというふうに思っております。

〔谷口隆義君登壇〕

○谷口隆義君 私は、自由党を代表して、たゞいま議題となりました金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律案外三法案について、總理並びに大蔵大臣に質問を行ふものといたします。

次に、郵貯、簡保資金の株式運用に関する御質問でございますが、今回の郵貯、簡保による指定單の運用額の拡充は、預金者等の利益の向上を図ることを目的としたものであり、株価対策を目的としたものではありません。このことは、指定單

ます。

運用における株式の購入が信託銀行の投資判断によるものであり、売買する銘柄、数量、時期については国が指示できることからも明らかであります。

株式は適正なポートフォリオを構成するため保有するものであり、短期的な株価変動をとらえましてその是非を問うべきものではないというふうに考えております。

以上でございます。(拍手)

〔國務大臣小泉純一郎君登壇〕

○國務大臣(小泉純一郎君) 年金資金を使って特

定目的会社が発行する証券を購入することに対するお尋ねだと思いますけれども、年金資金は公的な資金でありますので、これは確実、有利に運用しなければならない。年金福祉事業団やあるいは委託した民間金融機関がそういう面を考えて証券投資を行っているはずでありますので、厚生省が年金資金を使って株価操作をするというようなことは全く考えておりません。(拍手)

そこで、お伺いをいたします。

まず第一に、バブル崩壊により我が国経済がこうむった痛手はいまだいえております。加えて、橋本内閣のとった九兆円国民負担増加が深刻なダメージをもたらしております。小石につまずいてこけたぐらいにしか思っていなかつたのではありませんか。その証拠に、昨年四月以来景気は悪化し続けたにもかかわらず、また七月にアジア通貨危機、十一月に山一証券、北海道拓殖銀行が経営破綻した中でも、財政構造改革法を成立させたのであります。しかし、ここに来て全く景気が回復しないことで、我が国の体力がいかに弱体化しているかがわかったようであります。経済改革の見通しの甘さはここに来て決定的な景気悪化を引き起こし、それどころかデフレ突入の前兆すら出ております。それにつけて加え欧米からの外圧もあり、今般の政府の経済政策は全く支離滅裂かつ小手先の対応としか言えません。バブル崩壊がもたらした多額の不良債権はそのまま民力の衰えとなつており、日本経済自体を弱体化させたのであります。

また、橋本内閣は、不良債権問題に対し抜本的対策をとることなく、隠れ、場当たり、先送りを繰り返し、つい半年前まで不良債権処理は順調に進んでいたのです。結果はどうですか。本年に入つてみずから三十兆円もの公的資金を投入することになったではありませんか。そのうち十三兆円は、預金者保護とは全く関係のない金融機関救済のための資本注入であり

ます。公的資金による資本注入を行つてビッグバンを乗り切るなどというのは、フリー、フェア、グローバルのいずれにも該当しない護送船団行政の復活であり、何の解決にもならないびほう策であります。不良債権問題は早期に顕在化され、一刻も早く処理しなくてはなりません。隠れていては、内外からの信用回復などできるわけがないのであります。

早期是正措置とは、本来、健全金融機関が再び不良化しないように早期警戒のためのものであるにもかかわらず、橋本内閣は不良債権処理の見通しを誤った上、早期是正措置をビッグバンと同時に並行させたために、貸し渋りなど信用収縮を招き、経済を混乱させてしまつております。総理が大手銀行の経営者を呼びつけても、貸し渋りがやむわけではありません。

さらに、自民党の政策責任者は、郵貯を初めとする公的資金により株価をつり上げるなどという不見識な発言をしておりました。全く論外であります。橋本内閣は、経済政策運営の資格を喪失しておられます。まずは、市場を無視した発言であります。公約であつた三月末の株価も一万八千円に乗せることはなく、市場の評価も得られていないのは当然の流れであります。

また、透明性、公平性を確保する観点から、政令事項である早期是正発令基準、ソルベンシーマージン算定基準を、法案審議に先立つて明らかにしてあります。これらの基準を国会で審議するがもたらす影響をどのように考えておられるのか。

また、透明性、公平性を確保する観点から、政令事項である早期是正発令基準、ソルベンシーマージン算定基準を、法案審議に先立つて明らかにしてあります。これらがもたらす影響をどのように考えておられるのか。

橋本内閣は、経済政策運営の資格を喪失しておられます。まずは、市場を無視した発言であります。まず不良債権問題を解決し、次にビッグバンを成功させ、その上で財政重建を実現するという手順を踏むことなく、不良債権問題も未解決のまま財政デフレ政策と早期是正措置を強行し、

我が国経済を先行き見通しの立たない深刻な状況に陥らせております。ビッグバンを行う資格などありません。総理の御所見をお伺いいたします。
以下、順次お伺いをいたします。

金融システム改革法では、保険業に早期是正措置を導入しようとしております。日先の財政の帳面を合わせのみを優先する橋本内閣が経済対策をすべて金融政策にしわ寄せをしているため、異常な超低金利は既に三年目に入つております。超低金利政策もせいぜい一年くらいであればカンフル剤としての効果がありますが、もやは深刻な弊害をもたらすのみであり、金利や年金に頼る人たちを圧迫し、年金基金を破綻させ、税収をも落ち込ませ、経済をゆがめております。中でも、民間生命保険業の経営が圧迫されていることは論をまらせません。政府は、銀行の過ちを保険でも繰り返すおつもりでしょうか。株価も低迷する中、早期是正がもたらす影響をどのように考えておられるのか。

また、金融システム不安がまだ払拭されない中、十年間で四千六百億円の資金は果たして十分な額と言えるのか。基金の不足分について、二〇〇一年三月までの間、政府保証と日銀借り入れによるとしておりますが、これも財政負担につながりかねません。橋本内閣が銀行業において犯した誤りを顧みるととき、不安に駆られるのは当然であります。

また、保険業は直接決済システムにリンクしてはいないものの、今後、直接金融市场が拡大していく中、保険業の破綻は金融全体にどのような影響を与えるとお考えなのか。大蔵大臣の答弁を求めます。

また、保険業は直接決済システムにリンクしてはいないものの、今後、直接金融市场が拡大していく中、保険業の破綻は金融全体にどのような影響を与えるとお考えなのか。大蔵大臣の答弁を求めます。

業界の癪による不祥事が頻発しておりますが、これらがもたらす影響をどのように考えておられるのか。大蔵大臣の答弁を求めます。

三洋証券、山一証券の破綻に見られるよう、証券会社が多額の負債を抱えて倒産するのは極めて異常な事態であります。今回、連結ベースにてスクリュージャー制度を見直すこととすると同時に

に、証券会社の自己資本規制比率を見直すことにしておりますが、証券会社の自己資本比率のみで早期は正効果はあるのでしょうか。大蔵大臣の答弁を求めます。

次に、SPCについてお伺いします。

不動産の証券化についてはかねてより我々も主張したことであり、橋本内閣の対応は遅過ぎると言わざるを得ません。

しかしながら、与党自民党的総合経済対策基本方針によれば、特別目的会社が発行する証券の流通市場育成のために郵貯、簡保など公的資金を使用するとしておりますが、これは言語道断であります。SPCは、不動産その他の証券化、流動化に資するものではありますが、しかし、公的資金でSPCの証券を買い上げるのであれば、公正な結果、先日の日銀短観にもあらわれておりますよう、今やデフレ経済に向かってスペイライル的に落ち込んでおります。このよくな中で昨日成立いたしました平成十年度の緊縮予算では、日本経済を失速させることは間違ありません。今求められているのは、方向がはっきりしない小手先の経済政策ではなく、景気活性の足かせとなっている金融機関の不良債権処理を大胆に推し進め、財政構造改革を棚上げもしくは廃止し、景気回復を優先した経済対策をとり、同時に構造改革をやり遂げる覚悟であります。

かつて、イギリスとアヘン戦争を戦った清国の中曾国藩は、世間の乱れる前兆として次の三つを挙げておられます。第一、政府も個人も、何事によらず白黒がはっきりわからなくなり、特に善惡の区別がはっきりしなくなり、悪に対して抵抗力が弱まり、その結果逃避的、迎合的な卑しい精神が生まれる。第二、世上の不安をよいことに、ふだんはこそそぞとしている無類のやからが、このとき活に不安を感じていています。行つべきは、不良債権の一掃、金融システム不安につながる

らないセーフティーネットの強化、改革の痛みを吸収するための経済対策と構造改革であり、これがビッグバンを迎える正しい順序であります。口先介入と公的資金による市場操作でビッグバンをスタートさせた橋本内閣にはこれらの視点が一切なく、全く支離滅裂であり、悔いを千載に残すことは間違ひありません。総理の御所見をお伺いいたします。

冒頭申し上げたように、経済見通しの間違いの結果、先日の日銀短観にもあらわれておりますよう、今やデフレ経済に向かってスペイライル的に落ち込んでおります。このよくな中で昨日成立いたしました平成十年度の緊縮予算では、日本経済を失速させることは間違ありません。今求められているのは、方向がはっきりしない小手先の経済政策ではなく、景気活性の足かせとなっている金融機関の不良債権処理を大胆に推し進め、財政構造改革を棚上げもしくは廃止し、景気回復を優先した経済対策をとり、同時に構造改革をやり遂げる覚悟であります。

かつて、イギリスとアヘン戦争を戦った清国の中曾国藩は、世間の乱れる前兆として次の三つを挙げておられます。第一、政府も個人も、何事によらず白黒がはっきりわからなくなり、特に善惡の区別がはっきりしなくなり、悪に対して抵抗力が弱まり、その結果逃避的、迎合的な卑しい精神が生まれる。第二、世上の不安をよいことに、ふだんはこそそぞとしている無類のやからが、このとき

とばかりに制令を乱し、腕力でのさばり始める。第三、政府は自信を喪失し、何でも中途半端な容認を与えてしまい、眞の決断ができなくなる。金融業界のモラルハザードを初め、我が国は既にこのような前兆が出ておるのでないでありますか。今こそ、政治のリーダーシップが問われているのではないでしょうか。

昨日の株式市場は、橋本総理の辞任のうわさにより株価が上昇したそうであります。日増しに悪化しておる現下の経済状況の中で、一刻も早く橋本総理の失政に対する明確な責任をとられることを求め、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣橋本龍太郎君登壇)
○内閣総理大臣(橋本龍太郎君) 谷口議員にお答えを申し上げます。

まず、不良債権問題と金融システム改革、そして財政再建の手順についての御指摘がありました。

財政構造改革は、我が国の将来を見据えて安心で豊かな福祉社会、健全で活力ある経済の実現などの課題に十分対応する財政構造を実現するためのものであり、その必要性は明らかである。私はこのように思っています。また、金融市場の空洞化が懸念されており、欧米市場の革新やユーロの誕生を踏まえれば、金融システム改革をおくらせることはできません。

金融機関は経営合理化等を行い、不良債権の早期処理も不完全なまま早期は正措置だけ先行させて信用取扱いを招き、貸し渋りで経済を混乱に陥れてしまった中、迎える金融ビッグバンに、大きな期待を持つことはできません。国民は、資産運用の多様化どころではなく、あすの生活に不安を感じていています。行つべきは、不良債権の一掃、金融システム不安につながる

処理のための努力が進められていると認識をいたしております。

次に、SPCの証券への公的資金による投資に

ならないセーフティーネットの強化、改革の痛みを吸収するための経済対策と構造改革であり、これがビッグバンを迎える正しい順序であります。口先介入と公的資金による市場操作でビッグバンをスタートさせた橋本内閣にはこれらの視点が一切なく、全く支離滅裂であり、悔いを千載に残すことは間違ひありません。総理の御所見をお伺いいたします。

冒頭申し上げたように、経済見通しの間違いの結果、先日の日銀短観にもあらわれておりますよう、今やデフレ経済に向かってスペイライル的に落ち込んでおります。このよくな中で昨日成立いたしました平成十年度の緊縮予算では、日本経済を失速させることは間違ひありません。今求められているのは、方向がはっきりしない小手先の経済政策ではなく、景気活性の足かせとなっている金融機関の不良債権処理を大胆に推し進め、財政構造改革を棚上げもしくは廃止し、景気回復を優先した経済対策をとり、同時に構造改革をやり遂げる覚悟であります。

かつて、イギリスとアヘン戦争を戦った清国の中曾国藩は、世間の乱れる前兆として次の三つを挙げておられます。第一、政府も個人も、何事によらず白黒がはっきりわからなくなり、特に善惡の区別がはっきりしなくなり、悪に対して抵抗力が弱まり、その結果逃避的、迎合的な卑しい精神が生まれる。第二、世上の不安をよいことに、ふだんはこそそぞとしている無類のやからが、このとき

とばかりに制令を乱し、腕力でのさばり始める。第三、政府は自信を喪失し、何でも中途半端な容認を与えてしまい、眞の決断ができなくなる。金融業界のモラルハザードを初め、我が国は既にこのような前兆が出ておるのでないでありますか。今こそ、政治のリーダーシップが問われているのではないでしょうか。

昨日の株式市場は、橋本総理の辞任のうわさにより株価が上昇したそうであります。日増しに悪化しておる現下の経済状況の中で、一刻も早く橋本総理の失政に対する明確な責任をとられることを求め、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣(橋本龍太郎君登壇)
○内閣総理大臣(橋本龍太郎君) 谷口議員にお答えを申し上げます。

まず、不良債権問題と金融システム改革、そして財政再建の手順についての御指摘がありました。

財政構造改革は、我が国の将来を見据えて安心で豊かな福祉社会、健全で活力ある経済の実現などの課題に十分対応する財政構造を実現するためのものであり、その必要性は明らかである。私はこのように思っています。また、金融市場の空洞化が懸念されており、欧米市場の革新やユーロの誕生を踏まえれば、金融システム改革をおくらせることはできません。

金融機関は経営合理化等を行い、不良債権の早期処理も不完全なまま早期は正措置だけ先行させて信用取扱いを招き、貸し渋りで経済を混乱に陥れてしまった中、迎える金融ビッグバンに、大きな期待を持つことはできません。国民は、資産運用の多様化どころではなく、あすの生活に不安を感じていています。行つべきは、不良債権の一掃、金融システム不安につながる

残余の質問につきましては、閣僚大臣から御答弁を申し上げます。(拍手)

〔國務大臣松永光君登壇〕

○國務大臣(松永光君) 谷口議員にお答えいたしまして、保険版早期是正措置が保険業界に与える影響についてのお尋ねですが、現在の株価水準や金融経済の状況は保険会社にとっては厳しいものであることは承知しておりますが、既に保険会社各社は、これらの状況に対応するため、自己資本の充実等によりソルベンシーマージンの増強に努めているところであります。早期是正措置の導入は、むしろ保険業に対する信頼性の向上につながるものと考えております。

次に、ソルベンシーマージン基準についてお尋ねですが、早期是正措置に用いるソルベンシーマージン算定基準は、平成八年度から施行されました。また、ソルベンシーマージン比率の水準に対応しそのようないわゆる「適切な」措置が適切かについては、今後、透明性等にも留意しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、保険契約者保護機構への保険会社の負担についてのお尋ねですが、業界全体の年間負担額として、平成十二年度までの間は生命保険の場合四百六十億円程度、損害保険の場合六十五億円程度を考えております。これは、新たな制度に対する保険契約者の信認の確保という側面とともに、保険版早期是正措置が保険業界に与える影響についてのお尋ねですが、現在の株価水準や金融経済の状況は保険会社にとっては厳しいものであることは承知しておりますが、既に保険会社各社は、これらの状況に対応するため、自己資本の充実等によりソルベンシーマージンの増強に努めているところであります。早期是正措置の導入は、むしろ保険業に対する信頼性の向上につながるものと考えております。

次に、公的支援と財政負担との関係についてでございますが、保険会社の破綻処理に要する費用に充当するために行う資金調達に対しては、その円滑化を図るため政府保証や日銀借り入れを可能とすることとしています。調達した資金については、保険会社の負担金拠出により返済することを基本としております。

次に、保険業の破綻による金融全体への影響についてのお尋ねですが、確かに保険会社は決済機能こそ有していないものの、金融市场における資金の出し手として極めて重要な地位を占め、金融機関の一角として金融仲介機能を担っていることから、その破綻は信用秩序の混乱をもたらし、金融全体に大きな影響を及ぼすおそれがあるものと考えております。

最後に、証券会社の自己資本規制についてのお尋ねですが、証券会社の抱えるさまざまなリスクを自己資本規制比率により適切に反映させること

に、保険会社の経営の健全性の確保という側面につきましても考慮したものであります。

次に、保険契約者保護機構の必要資金についてのお尋ねですが、今後発生し得る保険会社の破綻を現時点で予測することは困難であり、御指摘の金額につきましては、あくまで制度創設に当たっての考え方ですが、複数の破綻への対応をも考慮したものであり、御理解いただけるものと考えております。

○副議長(渡部恒三君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時二十九分散会

出席国務大臣
(政府委員承認)

一、去る七日、伊藤議長は、橋本内閣総理大臣申し出の次の者を、第百四十一回国会政府委員に任命することを承認した。

内閣総理大臣 橋本龍太郎君
法務大臣 下橋葉耕吉君
大蔵大臣 松永光君
厚生大臣 小泉純一郎君
郵政大臣 自見庄三郎君
自治大臣 上杉光弘君

内閣官房内閣外政審議室長事務代理大臣官房外政審議室長事務代理

門司健次郎

一、去る七日、橋本内閣総理大臣から伊藤議長あて、七日議長において承認した市川健次郎を、同日第百四十一回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、昨八日、橋本内閣総理大臣から伊藤議長あて、八日議長において承認した市川健次郎を、同日第百四十一回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

○議長の報告

(法律公布奉上及び通知)

一、去る七日、次の法律の公布を奉上し、その旨を参議院に通知した。

一、去る七日、橋本内閣総理大臣から伊藤議長あて、八日議長において承認した市川健次郎を、同日第百四十一回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

付し、同条第一項に項番号を付し、同条第三項中「特別区に、同条第七項の規定は都及び特別区に」を「特別区について」に改め、同項に項番号を付する。

第二百八十二条に見出しつつして「(特別区における事務の管理及び執行)」を付し、同条第一項中「基づく」を「基づくに」、「の外」を「のほか」に、「但し」を「ただし」に、「特別の定」を「特別の定め」に改め、同条第一項に項番号を付し、同条第三項を次のよう改める。

3 第二項の規定は、特別区の委員会又は委員について準用する。

第二百八十三条(第四項及び第五項)前り、同条を第二百八十二条の七とし、同条の次に次の一条を加える。

(都と特別区及び特別区相互の間の調整)

第二百八十二条の八 都知事は、特別区に対し、都と特別区及び特別区相互の間の調整上、特別区の事務の処理について、その処理の基準を示す等必要な助言又は勧告をすることができる。

第二百八十二条の二に見出しつつして「(特別区の議会の議員の定数)」を付し、同条を第二百八十二条の六とし、第二百八十二条の次に次の四条を加える。

(都と特別区との役割分担の原則)

第一百八十二条の一 都は、特別区の存する区域において、特別区を包括する広域の地方公共団体として、第一条第六項において都道府県が処理するものとされている事務及び特別区に関する連絡調整に関する事務のほか、同

第四項本文において市町村が処理するものとされている事務のうち、人口が高度に集中する大都市地域における行政の一体性及び統一性の確保の観点から当該区域を通じて都が一括して処理することが必要であると認められる事務を処理するものとする。

2 特別区は、基礎的な地方公共団体として、前項において特別区の存する区域を通じて都が一括して処理するものとされているものを除き、一般的に、第一条第四項において市町村が処理するものとされている事務を処理するものとする。

3 都及び特別区は、その事務を処理するに当たっては、相互に競合しないようにしなければならない。
(特別区の廃置分合又は境界変更)
第一百八十二条の三 第七条の規定は、特別区についても、適用しない。

第二百八十二条の四 市町村の廃置分合又は境界変更は、関係特別区の申請に基づき、都知事

が都の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を自治大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定により特別区の廃置分合をしようとするとときは、都知事は、あらかじめ自治大臣に協議しなければならない。

3 都と道府県との境界にわたる特別区の境界変更は、関係特別区及び関係のある普通地方公共団体の申請に基づき、自治大臣がこれを定める。

4 第一項の場合において財産処分を必要とするときは関係特別区が、前項の場合において財産処分を必要とするときは関係特別区及び關係市町村が協議してこれを定める。

5 第一項、第三項及び前項の申請又は協議について、関係特別区及び關係のある普通地方公共団体の議決を経なければならぬ。

6 第一項の規定による届出を受理したときは、又は第三項の規定による処分をしたときは、「前項」とあるのは「第八項の規定による届出を受理したとき」と、第七項中「第一項又は第三項」とあるのは「次項」と、「前項」とあるのは「第九項において準用する前項」と読み替えるものとする。

10 都内の市町村の廃置分合又は境界変更を伴う特別区の境界変更で市町村の設置を伴わないものは、関係特別区及び關係市町村の申請に基づき、都知事が都の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を自治大臣に届け出なければならない。

7 第一項又は第三項の規定による処分は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

8 都内の市町村の区域の全部又は一部による

特別区の設置は、当該市町村の申請に基づき、都知事が都の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を自治大臣に届け出なければならない。

9 第一項及び第五項から第七項までの規定は、前項の規定による特別区の設置について準用する。この場合において、第一項中「前項」とあるのは「第八項」と、「廃置分合」とあるのは「設置」と、第五項中「第一項、第三項及び前項の申請又は協議」とあるのは「第八項の申請」と、「関係特別区及び關係のある普通地方公共団体の申請」とあるのは「第十項」と、「関係特別区」

及び前項の申請による届出を受理したとき、又は第三項の規定による処分をしたときは、「前項」とあるのは「第十項」と、「前項」とあるのは「第十一項」、「第十項の申請又は第十項の規定による届出を受理したとき、又は第三項の規定による処分をしたとき」とあるのは「第十一項の規定による届出を受理したとき」と、第七項中「第一項又は第三項」とあるのは「第十項」と、「前項」とあるのは「第十一項において準用する前項」と読み替えるものとする。

11 第二項及び第四項から第七項までの規定

は、前項の規定による特別区の境界変更について準用する。この場合において、第一項中「前項」とあるのは「第十項」と、「廃置分合」とあるのは「境界変更」と、第四項中「第一項」とあるのは「第十項」と、「関係特別区が、前項の場合において財産処分を必要とするときは、関係特別区」とあるのは「第十項」と、「関係特別区」

の場合は、関係特別区及び關係のある普通地方公共団体の申請による届出を受理したとき、又は第三項の規定による処分をしたときは、「前項」とあるのは「第十項」と、「前項」とあるのは「第十一項において準用する前項」と読み替えるものとする。

12 この法律に規定するものを除くほか、第一項、第三項、第八項及び第十項の場合において必要な事項は、政令でこれを定める。

第二百八十二条の五 第二百八十三条第一項の規定による特別区についての第九条第七項、第九条の三第一項、第一項及び第六項並びに第九条第四項の規定の適用については、第九条第七項中「第七条第一項又は第三項及び第六項」とあるのは「第二百八十二条の四第一項若しくは第二項及び第六項又は同条第十

項及び同条第十一項において準用する同条第六項」と、第九条の三第一項中「第七条第一項」とあるのは「第二百八十二条の四第一項及び第十項」と、同条第二項中「第七条第三項」とあるのは「第二百八十二条の四第三項」と、

同条第六項中「第七条第六項及び第七項」とあるのは「第二百八十二条の四第六項及び第七項」と、第九条第四項中「第七条第一項又は第三項」とあるのは「第二百八十二条の四第一項、第三項、第八項又は第十項」とする。

第二百八十二条を次のように改める。
(特別区財政調整交付金)

第二百八十二条 都は、都と特別区及び特別区相互間の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、政令の定めるところにより、条例で、特別区財政調整交付金を交付するものとす

る。

第二百八十二条を次のように改める。

第一二百八十二条の二に見出しとして「(都に關する規定期の適用)」を付し、同条第一項中「特別の定め」を「特別の定め」に、「除く外を除くほか」に改め、同条第一項中「第一二百八十二条の七第一項(同条第二項)に、「委員会又は」を「又は委員会若しくは」に改め、同項及び同条第三項に項番号を付する。

第一二百八十三条に見出しとして「(市に關する規定期の適用)」を付し、同条第一項中「特別の定め」を「特別の定め」に、「除く外を除くほか」に改め、同条第一項中「第一二百八十二条の七第一項(同条第二項)に、「委員会又は」を「又は委員会若しくは」に改め、同項及び同条第三項に項番号を付する。

第一二百八十五条に見出しとして「(市町村の事務)」を「市町村及び特別区の事務」に、「市町村長」を「市町村及び特別区の長」に、「市町村の委員会」を「委員会」に、「ための市町村」を「ための市町村及び特別区」に、「市町村の共同処理」を「市町村又は特別区の共同処理」に改める。

2 前項の特別区財政調整交付金とは、地方税法第五条第二項に掲げる税のうち同法第七百三十四条第一項及び第二項第三号の規定により都が課するものの収入額に条例で定める割合を乗じて得た額で特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができるよう都が交付する交付金をいう。

3 都は、政令の定めるところにより、第一項の特別区財政調整交付金に関する事項につい

て自治大臣に報告しなければならない。

4 自治大臣は、必要があると認めるときは、第一項の特別区財政調整交付金に関する事項について必要な助言又は勧告をすることができる。

別表第一中第八号の二を削り、第八号の三を第八号の二とし、第八号の四及び第九号の三を削り、第九号の四を第九号の三とし、第九号の五を第九号の四とし、同表第二十号の五中「指定市町村」を「及び指定市町村」に、「述べ、及び都にあつては、特別区の行う国民健康保険事業の運営につき、条例で、特別区相互間の調整上必要な措置を講ずる」を「述べる」に改め、同表第二十四号の一を次のように改める。

二十四の二 削除
別表第一第二十五号の四中「森林病害虫等」を「防除実施基準の作成について意見を述べ、及び森林病害虫等」に、「又は」を「若しくは」に改め、「処分」の下に「又は森林組合等による調査のための立入り」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同表中第二十五号の十を削り、第二十五号の十一を第二十五号の十とし、同号の次に次の一号を加える。

二十八の十七 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、防災再開発促進地区の区域内における建替計画の認定に関する事務

二十五の十一 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法(平成九年法律第二十八号)の定めるところにより、高度化等計画若しくは高度化等円滑化計画又は進出計画若しくは進出円滑化計画の承認に関する事務を行い、承認事業者若しくは承認商工組合等に對して必要な指導及び助言を行い、並びに建築物の建替えの状況について報告を求めて、及び認定建替計画に従つて建築物の建替えを行つていないと認めるときには、改善に必要な措置を命じ、並びに延焼等危険建築物の除却を勧告し、及び特定防火区域等の内の建築物の所有者から必要な報告を求める」と。

別表第一中第二十六号の六を削り、第二十六号の七を第二十六号の六とし、第二十六号の八を第二十六号の七とし、同号の次に次の一号を加える。

二十六の八 全国新幹線鉄道整備法(昭和四十五年法律第七十一号)の定めるところにより、運輸大臣が行う日本鉄道建設公団の工事実施計画の認可について意見を述べ、及び日本鉄道建設公団の新幹線鉄道建設工事に要する費用の一部を負担すること。

別表第一第一号中「(三)中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の下に「(昭和四十五年法律第二百三十七号)」を加え、同号中「(十三)の四」を「(十三)の五」とし、「(十三)の三」の次に次のように加える。

(十三)の四

森林病害虫等防除法の定めるところにより、都道府県防除実施基準、樹種転換促進指針及び地区防除指針の作成並びに高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定等について意見を述べ、並びに地区実施計画を作成する等の事務を行うこと。

別表第一第一号中「(十四)の九」を「(十四)の十」とし、「(十四)の八」を「(十四)の九」とし、「(十四)の七」を

(十四)の八」とし、「(十四)の六」を「(十四)の七」とし、「(十四)の五」の次に次のように加える。

(十四)の六 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法の定めるところにより、都道府県が作成する基盤的技術産業集積活性化計画又は特定中小企業集積活性化計画について協議すること。

と。

別表第一第一号中「(十五)を次のように改める。

(十五) 外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律(平成九年法律第九十一号)の定めるところにより、都道府県が作成する外客来訪促進計画について協議すること。

別表第一第一号中「(十五)の二十九」を「(十五)の三十」とし、「(十五)の二十八」を「(十五)の三十」とし、「(十五)の二十七」を「(十五)の二十九」とし、「(十五)の二十六」を「(十五)の二十七」とし、その次に次のように加える。

(十五)の二十八

河川法及びこれに基づく政令の定めるところにより、二級河川の指定及び管理等に関する意見を述べること。

別表第一第一号中「(十五)の二十五」を「(十五)の二十一」とし、「(十五)の二十四」を「(十五)の二十五」とし、「(十五)の二十三」を「(十五)の二十四」とし、「(十五)の二十二」を「(十五)の二十三」とし、「(十五)の二十」を「(十五)の二十一」とし、「(十五)の十九」を「(十五)の二十」とし、「(十五)の十八」を「(十五)の十九」とし、「(十五)の十七」を「(十五)の十八」とし、「(十五)の十六」を「(十五)の十七」とし、「(十五)の十五」を「(十五)の十六」とし、「(十五)の十四」を「(十五)の十五」とし、「(十五)の十三」を

とし、「(十五)の十五」を「(十五)の十六」とし、「(十五)の十四」を「(十五)の十五」とし、「(十五)の十三」を

(十五)の十四」とし、「(十五)の十一」を「(十五)の十二」とし、「(十五)の十」を「(十五)の十一」とし、「(十五)の十」を「(十五)の十一」とし、「(十五)の九」を「(十五)の十」とし、「(十五)の八」を「(十五)の九」とし、「(十五)の七

を「(十五)の八」とし、「(十五)の六」を「(十五)の七」とし、「(十五)の五」を「(十五)の六」とし、「(十五)の四」を「(十五)の五」とし、「(十五)の三」を「(十五)の四」とし、「(十五)の一」の次に次のように加える。

(十五)の二 全国新幹線鉄道整備法の定めるところにより、日本鉄道建設公団の新幹線鉄道建設工事に要する費用のうち都道府県が負担すべき負担金の一部を負担し、及び負担すべき金額について意見を述べること。

別表第一第一号中「(十六)の十五」の次に次のように加える。

(十六) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の定めるところにより、延焼等危険建築物に関する居住安定計画の認定に関する事務を行い、認定所有者から認定居住安定計画に係る認定居住者の居住の安定の確保及び延焼等危険建築物の除却の状況について報告を求め、並びに認定居住安定計画に従つて認定居住者の居住の安定を確保しないと認めるとき又は延焼等危険建築物を除却していないと認めるときにその改善に必要な措置を命ずる等の事務を行い、並びに防災街区整備推進機構の指定に関する事務を行い、防災街区整備推進機構から必要な報告を求め、及びその業務の運営の改善に関する必要な措置をとるべき」とを命ずること。

(十六)の十七 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律及びこれに基づく政令の定めるところにより、防災再開発促進地区の区域内における建替計画の認定に関する事務を行い、認定事業者から認定建替計画に係る建築物の建替えの状況について報告を求め、及び認定建替計画に従つて建築物の建替えを行っていないと認めるときにつきその改善に必要な措置を命じ、並びに延焼等危険建築物の除却を勧告し、及び特定防火区域等の内の建築物の所有者から必要な報告を求め、又は職員をして建築物等に立入検査させること。(建築主事を置く市町村に限る。)

別表第三第一号〔五十九の六〕中「統括者」の下に「勧誘者若しくは連鎖販売業を行う者」を加え、「これらの者等」を「これらの者」に改め、「させる」の下に「等の事務を行う」を加え、同号中〔七十六〕及び〔七十六の二〕を削り、〔七十〕を〔七十一〕とし、〔七十八〕を〔七十七〕とし、〔七八〕を〔七十九〕とし、同号〔八十八〕中「基く」を「基づく」に、「まん延」を「まん延」に、「附着」を「付着」に、「及び」を「都道府県防除実施基準を作成し、高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を指定し、並びに樹種転換促進指針及び地区防除指針を作成する等の事務を行い、市町村が定める地区実施計画について協議し、並びに改め、同号〔八十九の八〕を削り、同号〔九十三〕の〔七〕中「及びこれに基づく政令」を削り、同号中〔九十七の十〕を削り、〔九十七の十一〕を〔九十七の十〕とし、〔九十七の十二〕とし、〔九十七の十三〕を〔九十七の十二〕とし、同号〔九十七の十四〕中「行ない、中小企業者であつて組合員以外の者との間で締結する特殊契約の協議がどとのわないときのあつせん又は調停に関する事務を行ない」を「行ない」に改め、同号中〔九十七の十四〕を〔九十七の十三〕とし、同号〔百十〕中「行ない」を「行ない」に、「行なう」を「行い」、並びに樹林帯区域の指定等について協議する」に改め、同号中〔百十六〕の〔四〕を〔百十六の五〕とし、〔百十六の三〕の次に次のように加える。

(十九の三) 工場立地法の定めるところにより、特定工場の新設等の届出を受理し、その届出をした者に対して特定工場の設置の場所等に関する必要な事項について勧告し、及びその勧告に従わない場合にその勧告に係る事項の変更を命ずる等の事務を行うこと。(指定都市の市長に限る。)

別表第四第一号〔三十五〕の次に次のように加える。

(三十五の一) 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法及びこれに基づく政令の定めるところにより、高度化等計画又は進出計画の承認に関する事務を行い、及び承認事業者又は承認商工組合等から実施状況について報告を求めるること。

別表第四第一号中〔三十七の三〕を削り、〔三十七の四〕を〔三十七の三〕とし、〔四十八の三〕の次に次のように加える。

(四十八の四) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の定めるところにより、

防災街区整備組合の設立、定款及び事業基本方針の変更並びに合併等を認可し、並びに防災街区整備組合から必要な報告又は資料の提出を認め、業務又は会計の状況を検査する等監督上必要な措置を講ずる等の事務を行うこと。

別表第三第一号〔四〕中「(都があつては、特別区立の義務教育諸学校を含む。)」を削る。

別表第四第一号〔十三〕中「(都道府県知事が行うものを除く。)」を削り、同号中〔十九の十〕を〔十九の十四〕とし、〔十九の十一〕を〔十九の十三〕とし、〔十九の十〕を〔十九の十二〕とし、〔十九の九〕を〔十九の十一〕とし、〔十九の八〕を〔十九の十〕とし、〔十九の七〕を〔十九の八〕とし、〔十九の六〕を〔十九の七〕とし、〔十九の五〕を〔十九の六〕とし、〔十九の四〕を〔十九の五〕とし、〔十九の三〕を〔十九の四〕とし、〔十九の二〕の次に次のように加える。

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の定めるところにより、防災街区整備組合から必要な報告又は資料の提出を求め、業務又は会計の状況を検査する等監督上必要な措置を講ずる等の事務を行うこと。(指定都市及び中核市の市長に限る。)

別表第四第一号中〔十九の六〕を〔十九の七〕とし、〔十九の五〕を〔十九の六〕とし、〔十九の四〕を〔十九の五〕とし、〔十九の三〕を〔十九の四〕とし、〔十九の二〕の次に次のように加える。

(地方財政法の一部改正)

第一条 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)

第三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十

区を含む。次項において同じ。」を加える。

(特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の一部改正)

第十六条 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和四十六年法律第百七号)の一部を次のように改正する。

第十四条中「市長」の下に「政令で定める特別区の区長を含むものとし」と、「市町村長」の下に「とする。」を加える。

(地方自治法の一部を改正する法律の一部改正)

第十七条 地方自治法の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二十四条を削る。
(下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法の一部改正)

第十八条 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法(昭和五十年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第十九条 「特別区の存する区域にあつては、都知事」及び「特別区の存する区域にあつては、都」を削る。

第十条を削る。

(浄化槽法の一部改正)

第十九条 浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第五十五条を次のように改める。

第五十五条 削除

(水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律の一部改正)

第十二条 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律(平成六年法律第八号)の一部を次のように改正する。

第十七条を次のように改める。

(特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法の一部改正)

第二十一条 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法(平成六年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第二十二条 第二項中「定める市」の下に「特別区を含む。以下同じ。」を加える。

(地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律の一部改正)

第二十七条第一項中「定める市」の下に「特別区を含む。以下同じ。」を加える。

(平成六年法律第八号)の四及び第九号の三を削り、第九号の四を第九号の三とし、第九号の五を第九号の四とする改正規定、同表第二十号の五の改正規定、別表第一第一号(一)(二)の改正規定並びに別表第三第二号の改正規定を除く。)並びに附則第七七条及び第九条の規定は、公布の日から施行する。

(旧東京都制の効力)

第二十二条 地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律(平成六年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

附則第十二条中「化製場等に関する法律」を削り、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律及び浄化槽法」及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に改める。

(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部改正)

(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

第十三条 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

第十四条を次のように改める。

(地方財政法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二項の規定による改正後の地方財政法の算定について適用し、平成十二年度までにおける同項の規定による一般財源の額の算定については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第一条の法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第一条中地方自治法別表第一から別表第四までの改正規定(別表第一中第八号の二を削り、第八号の三を第八号の二とし、第八号の四及び第九号の三を削り、第九号の四を第九号の三とし、第九号の五を第九号の四とする改正規定、同表第二十号の五の改正規定、別表第一第一号(一)(二)の改正規定並びに別表第三第二号の改正規定を除く。)並びに附則第七七条及び第九条の規定は、公布の日から施行する。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第三条の規定による改正後の地方税法第三百三条の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後におけるゴルフ場の利用に對して課すべきゴルフ場利用税について適用し、施行日前におけるゴルフ場の利用に對して課すべきゴルフ場利用税については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第三条の規定による改正後の地方税法第三百三条の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後におけるゴルフ場の利用に對して課すべきゴルフ場利用税について適用し、施行日前におけるゴルフ場の利用に對して課すべきゴルフ場利用税については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第三条の規定による改正後の地方税法第三百三条の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後におけるゴルフ場の利用に對して課すべきゴルフ場利用税について適用し、施行日前におけるゴルフ場の利用に對して課する入湯税については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第三条の規定による改正後の地方税法第三百三条の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後におけるゴルフ場の利用に對して課すべきゴルフ場利用税について適用し、施行日前におけるゴルフ場の利用に對して課する入湯税については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第三条の規定による改正後の地方税法第三百三条の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後におけるゴルフ場の利用に對して課すべきゴルフ場利用税について適用し、施行日前におけるゴルフ場の利用に對して課する入湯税については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第三条の規定による改正後の地方税法第三百三条の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後におけるゴルフ場の利用に對して課すべきゴルフ場利用税について適用し、施行日前におけるゴルフ場の利用に對して課する入湯税については、なお従前の例による。

法第二百八十二条の七第一項の規定により特別区の区長が管理し、及び執行することとされている事務に関しては、その適用はないものとする。

(地方財政法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二項の規定による改正後の地方財政法の算定について適用し、平成十三年度以後の年度における同項の規定による一般財源の額の算定については、なお従前の例による。

(地方財政法の一部改正に伴う経過措置)

第一条の法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第一条中地方自治法別表第一から別表第四までの改正規定(別表第一中第八号の二を削り、第八号の三を第八号の二とし、第八号の四及び第九号の三を削り、第九号の四を第九号の三とし、第九号の五を第九号の四とする改正規定、同表第二十号の五の改正規定、別表第一第一号(一)(二)の改正規定並びに別表第三第二号の改正規定を除く。)並びに附則第七七条及び第九条の規定は、公布の日から施行する。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第三条の規定による改正後の地方税法第三百三条の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後におけるゴルフ場の利用に對して課すべきゴルフ場利用税について適用し、施行日前におけるゴルフ場の利用に對して課する入湯税については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

外 報 号

(航空機燃料譲与税法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 第六条の規定による改正後の航空機燃料譲与税法の規定は、平成十二年度以後の年度分の航空機燃料譲与税について適用し、平成十一

年度分までの航空機燃料譲与税については、な
お従前の例による。

(都が施行日前に行つた届出に係る一般廃棄物処理施設についての廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用に関する事項の政令への委任)

第六条 都が施行日前に行つた第十七条の規定による改正前の地方自治法の一部を改正する法律附則第二十四条の規定により読み替えて適用される第十四条の規定による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第一十三条の三の規定

により読み替えて適用される同法第九条の三第三項の規定による届出に係る同法第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設を都が施行日以後において引き続き保有している場合及び施行

一項の規定による届出に係る同法第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設を都が施行日以後において引き続き保有している場合及び施行

一項の規定による届出に係る同法第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設を都が施行日以後において引き続き保有している場合及び施行

一項の規定による届出に係る同法第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設を都が施行日以後において引き続き保有している場合及び施行

一項の規定による届出に係る同法第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設を都が施行日以後において引き続き保有している場合及び施行

一項の規定による届出に係る同法第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設を都が施行日以後において引き続き保有している場合及び施行

一項の規定による届出に係る同法第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設を都が施行日以後において引き続き保有している場合及び施行

(職員の引継ぎに関する事項の政令への委任)

理 由

地方制度調査会の答申たのとおり、大都市の一體性及び統一性の確保の要請に配慮しつつ特別区の自主性及び自律性を強化するとともに、都から

別区の区長若しくは特別区の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行することとなるものに従事している都の職員の特別区への引継ぎに關して必要な事項は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。

(政令への委任)

第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行のため必要な経過措置は、政令で定める。

(公職選挙法の一部改正)

第十条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第一百六十六条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、第三十三条第三項中

「第七条第六項(市町村の設置の告示)」とあ

るのは、「第二百八十二条の四第六項(同条第

九項において準用する場合を含む。」とする。

(職員の引継ぎに関する事項の政令への委任)

理 由

特別区への事務の委譲を行い、あわせて都と特別区との間の役割分担の原則を定めるほか所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

を処理するものとすること。

(2) 特別区は、基礎的な地方公共団体として、特別区の存する区域を通じて都が一般的に処理するものとされているものを除き、一般的に市町村が処理するものとされている事務を処理するものとすること。

(3) 特別区の廃置分合又は境界変更に関する事項

(1) 特別区の廃置分合又は境界変更については、第七条の規定は適用しないものとし、住民に身近な事務を都から特別区へ委譲する等のため、都区制度に関する改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

(2) 市町村の廃置分合又は境界変更を伴わない特別区の廃置分合又は境界変更は、関係特別区の申請に基づき、都知事が都の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を自治大臣に届け出なければならないものとすること。

(3) 都と道府県との境界にわたる特別区の境界変更是、関係特別区及び関係のある普通地方公共団体の申請に基づき、自治大臣がこれを定めるものとすること。

(4) 都内の市町村の区域の全部又は一部に基づき、都知事が都の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を自治大臣に届け出なければならないものとすること。

(5) 都内の市町村の区域の全部又は一部に基づき、都知事が都の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を自治大臣に届け出なければならないものとすること。

(6) 都内の市町村の区域の全部又は一部に基づき、都知事が都の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を自治大臣に届け出なければならないものとすること。

(7) 都内の市町村の区域の全部又は一部に基づき、都知事が都の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を自治大臣に届け出なければならないものとすること。

(8) 都内の市町村の区域の全部又は一部に基づき、都知事が都の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を自治大臣に届け出なければならないものとすること。

(9) 都内の市町村の区域の全部又は一部に基づき、都知事が都の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を自治大臣に届け出なければならないものとすること。

(10) 都内の市町村の区域の全部又は一部に基づき、都知事が都の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を自治大臣に届け出なければならないものとすること。

官 報 (号 外)

(5) 都内の市町村の廃置分合又は境界変更を伴う特別区の境界変更で市町村の設置を伴わないものは、関係特別区及び関係市町村の申請に基づき、都知事が都の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を自治大臣に届け出なければならないものとする」と。

(3) 特別区における事務の処理に関する事項
(1) 都知事は、その権限に属する事務の中で主として特別区の区域内に関するものについては、都の規則により、これを特別区の区長に委任して管理し及び執行させるものとする規定を削除すること。

(2) 特別区の区長等が国又は都の機関として処理する事務については、特別区の区長等は、都知事等の指揮監督を受けるものとする規定を削除すること。

(3) 都は、条例で特別区の事務について特別区相互の間の調整上必要な規定を設けることができるものとする規定を削除すること。

(4) 特別区財政調整交付金に関する事項

(1) 都は、都と特別区及び特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、政令の定めるところにより、条例で、特別区財政調整交付金を交付するものとする」と。

(2) 特別区財政調整交付金とは、都が課す土地保有税の収入額に条例で定める割合を乗じて得た額で特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができるよう都が交付するものとする規定を設けること。

(5) 複合的一部事務組合制度の特別区への適用に関する事項
複合的一部事務組合の規定を特別区についても適用するものとするよう改める」と。

(1) 地方法律の整備に関する事項
(1) 年度間の財源調整のために積立て等を要する一般財源の範囲に特別区財政調整交付金を加えるものとする」と。

(2) 特別区が地方債をもつて第五条第一項第五号に掲げる事業費及び購入費の財源とすることができる場合は、都が課す市町村民税法人分及び固定資産税の税率がいずれも標準税率以上である場合でなければならぬものとする」と。

(4) 都から特別区への事務の委譲に関する関係法律の一部改正に関する事項
都から特別区への事務の委譲に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、教育公務員特例法、地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律等について所要の改正を行うこと。

〔別紙〕
地方自治法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府は、今回の都区制度改革の経緯及び趣旨を関係者に徹底するとともに、東京二十三区の清掃事業が八百万区民の生活に直結した一日たりとも揺るがせにできない事業であることにかんがみ、清掃事業の都から特別区への事務移管について、車庫や清掃工場等の条件整備が促進されるよう十分に実現されること。

(3) 特別区が法定外普通税を新設・変更する場合における都の同意を廃止すること。
この法律は、平成十二年四月一日から施行すること。ただし、地方自治法別表の改正規定による関係法律の改正に伴う改正規定を除くことは、公布の日から施行すること。

二 議案の可決理由
都区制度の現状にかんがみ、都と特別区との役割分担の原則に関する規定を設ける等の措置を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
右報告する。

平成十年四月七日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

〔別紙〕

三 その他の事項
法令の制定又は改廃に伴い、地方公共団体の処理しなければならない事務等を掲げた地方自治法別表に所要の改正を加えるものとす

ること。

4 施行期日

この法律は、平成十二年四月一日から施行すること。ただし、地方自治法別表の改正規定による関係法律の改正に伴う改正規定を除くことは、公布の日から施行すること。

また、移管後の清掃事業の運営の在り方や事業に従事する職員の身分の取扱い等については、関係者間における協議が促進されるよう配意するとともに、その結論を尊重するよう努めること。右決議する。

オウム真理教に係る破産手続における国の債権に関する特例に関する法律案

右の議案を提出する。

平成十年四月八日

提出者

法務委員長 笹川 堯

理由

この法律は、公布の日から施行する。

附 則

(昭和二十二年法律第五十号)その他の法律の規定に基づき国が取得した損害賠償請求権及び東京地方裁判所平成七年(第第一号、第二二号清算人選任申立事件における予納金に係る債権請求権は、國以外の者が届け出た債権のうち生命又は身体を害されたことによる損害賠償請求権に後れるものとする。

オウム真理教に係る破産手続における国の債権に関する特例に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、平成七年三月二十日に発生した地下鉄サリン事件等において不特定又は多数の者が被った慘禍が未所有のものであることを踏まえ、オウム真理教に対する破産申立事件において債権を届け出た被害者の救済を図ることの緊要性にかんがみ、当該破産申立事件における国の債権に関する特例を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行による減収見込額は、約一億三千円

を踏まえ、オウム真理教に対する破産申立事件において債権を届け出た被害者の救済を図ることの緊要性にかんがみ、当該破産申立事件における国の債権に関する特例を定めるものとする。

(国の債権に関する特例)

第二条 東京地方裁判所平成七年(第第三六九四号、第三七一四号)破産申立事件においては、国が届け出た債権のうち労働者災害補償保険法

官 報 (号 外)

平成十年四月九日 衆議院会議録第二十七号

明治二十五年五月三十日
郵便物記可日

発行所
二東京一
番四號
大藏省
大藏省印局
大藏省印刷局
大藏省印刷局目

電話
03
(3587)
4294

定 価
(本体一部
配 送
料 〇〇
〇五
別 円)